

社会福祉法人喜楽会 介護職員初任者研修(通信) 学則

R5. 5. 1

1 事業者の名称及び所在地	社会福祉法人 喜楽会 〒252-0336 神奈川県相模原市南区当麻 490 番地 1
2 研修事業の名称	社会福祉法人喜楽会 介護職員初任者研修 (通信)
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (通学 ・ <u>通信</u>)
4 開講の目的	介護に関わる業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができる介護職員等を育成し、あわせて、介護を必要とする人への権利擁護を重視し、高齢者福祉、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者：市川 浩正 研修コーディネーター：市川 浩正 研修担当部署：社会福祉法人喜楽会 研修センター 研修担当者：上村 敦子 〒252-0336 神奈川県相模原市南区当麻 490 番地 1 電話番号：042-711-8156
6 受講対象者(受講資格)及び定員	研修の全課程に出席・受講できる満 16 歳以上の方。 定員 12 名
7 募集方法 (募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 年間日程表をホームページに掲載し、開講日のおおよそ 3 カ月前より募集を開始する。 希望者に受講案内と申込書を送付する。受講料納付者に受講決定通知を送付する。 申込は郵送・FAX・電子メール・研修センター窓口にて受け付ける。 応募者多数の場合は申込書の先着順とする。 本人確認は受講申込み時又は研修初日に、写真と公的証明書等を原本確認して行い、確認記録を残すものとする。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	受講料 43,000 円 (税込) (テキスト代金・研修費を含む)
9 研修カリキュラム	別添様式 4-1 のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	<ul style="list-style-type: none"> 「職務の理解」授業終了後、通信添削課題を配布する。提出締め切りを 3 回に分けて添削指導を行う。 添削指導の認定基準は、理解度の高い順に A・B・C・D (A=90 点以上 B=80~89 点 C=70~79 点 D=70 点未満) の 4 区分で評価し、C 以上を認定する。 認定基準に満たなかった者については、同じ通信添削課題を再提出し再度評価を行う。 通信添削課題に取り組みながら、スクーリングの受講をする。 自宅学習中の質疑等は、スクーリングの際に当該科目の担当講師に尋ねることができるほか、E-mail、質問用紙等で受け付ける。
11 研修会場 (名称及び所在地)	<ol style="list-style-type: none"> 〒252-0336 相模原市南区当麻 490 番地 1 社会福祉法人喜楽会 特別養護老人ホーム よもぎの里愛の丘 (1 階研修室・交流ホール、4 階一般浴室、5 階サンルール・図書館) 〒252-0336 相模原市南区当麻 893 番地 8 社会福祉法人喜楽会 研修室 〒252-0143 相模原市緑区橋本 3-28-1 ミウイ橋本 7 階 杜のホールはしもと セミナールーム 1 〒252-0303 相模原市南区相模大野 3 丁目 3 番 2 号 bone 相模大野サウスモール 3 階 ユニコムプラザさがみはらミーティングルーム 3

	5. 〒252-0314 相模原市南区南台 3-20-1 ラクアル・オダサガ 4 階 おださがプラザミーティングルーム 2
12 使用テキスト (副教材も含む)	中央法規出版株式会社 介護職員初任者研修テキスト(全2巻)
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	<p>(修了評価の取扱い)</p> <p>1. 修了評価は、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行う。</p> <p>2. 全科目の終了時に、1 時間程度の筆記試験による修了評価を実施する。評価の難易度については、「列挙・概説・説明できる」レベルを想定する。</p> <p>3. 修了評価筆記試験の認定基準は、次のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C 以上の受講者が評価基準を満たしたものとして認定する。 認定基準 (100 点を満点評価とする) A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点以上、D=70 点未満 認定基準が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努め、修了再評価試験を行う。再々試験まで実施し不合格の場合は修了評価認定できない。</p> <p>4. 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目に関わる技術演習については、一連の演習を通して受講者に対し、技術の習得度合いの評価を行う。</p> <p>⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑬総合生活支援技術演習</p> <p>5. 本研修で習得が求められる介護技術のチェックリストを作成し、各介護技術について、担当講師が演習の中で受講者の習得度合いをチェックする。評価基準を定め、合格レベルに達している受講者について、筆記試験による修了評価テストの結果とあわせて修了認定を行う。 技術演習評価基準については、A～Dの4区分で評価し、A及びBの者を合格レベルに達している者とする。 A：基本的な介護（介助）が的確にできる B：基本的な介護（介助）が概ねできる C：技術が不十分 D：全くできない 評価において技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努め、再評価を行う。上記の各科目における技術演習評価についてはチェックリストに沿って合格レベルに達するまで再評価を行う。</p> <p>6. すべての通信添削課題を提出し、かつ、すべて合格点に達していること。</p> <p>7. 修了証明書 全カリキュラムを修了し、修了評価の筆記試験及び技術演習の評価において認定基準を超えている受講者に対し、修了証明書を発行する。</p>

<p>14 欠席者の取り扱い (遅刻・早退の扱い含む)</p> <p>補講の取り扱い (実施方法及び費用等)</p>	<p>理由の如何にかかわらず、10分以上の遅刻・早退は欠席とする。 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行う。</p> <p>補講の実施は、当法人において実施する同カリキュラムのコースの同じ授業を振替受講すること、もしくは担当講師もしくはそれに準ずる講師（研修担当者）により実施する。補講費用初回は無料、2回目以降は1時間1,500円とする。</p>
<p>15 科目免除の取り扱いとその手続き方法</p>	<p>「介護に関する入門的研修」修了者については、以下の科目を免除する。</p> <p>受講料については、標準通り43,000円とする。 (基礎・入門講座修了者)</p> <p>3 介護の基本</p> <p>①介護職の役割、専門性と多職種の連携 ②介護職の職業倫理 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護職の安全</p> <p>6 老化の理解</p> <p>①老化に伴うこころとからだの変化と日常 ②高齢者と健康</p> <p>7 認知症の理解</p> <p>①認知症を取り巻く状況 ②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援</p> <p>8 障害の理解</p> <p>①障害の基礎的理解 ②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解</p>
<p>16 解約条件及び返金の有無</p>	<p>開講日の14日以前のキャンセルであれば、納付金全額を返金する。 開講後の解約については返金を行わない。 受講態度不良等の退校処分を受けた場合は返金を行わない。 当法人の理由により中止する場合は全額返金する。</p>
<p>17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)</p>	<p>当法人のホームページにおいて、以下の内容を情報開示する。 https://www.kirakukai.or.jp</p> <p>(1) 研修機関情報：法人情報・研修機関情報 (2) 研修事業所情報：研修の概要・課程責任者：研修カリキュラム (3) 実習施設情報 (4) 講師情報 (5) 実績情報 (6) 連絡先情報</p>
<p>18 受講者の個人情報の取り扱い</p>	<p>受講者の個人情報については、厳正に管理し、お問合せ対応、連絡、本研修の運営および受講に関する管理業務の目的のみに利用する。 なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出する。</p>
<p>19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>亡失・き損した場合、受講者本人の申請により、本人確認できるものを掲示の上、再交付する。 再交付手数料は1,000円</p>
<p>20 その他研修実施に係る留意事項</p>	<p>・学習意欲が著しく欠け、修了の見込が無いと認められる場合 ・研修の秩序を乱し、他の受講生の授業の妨げになる場合 上記の場合、退校処分とする。</p>